

## 京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）令和2年度実施方針の策定について

平成31年度実施方針	現状認識	○今日、 <u>少子高齢化や情報化、国際化が進み、家族の形態も含め社会の多様化が進展する中で、地域の力の低下、様々な格差、孤立社会といわれる無関心時代の到来も指摘、他人を排斥する風潮も懸念</u>
	取組の方向性	○「共生社会」の実現 ○人権に特に関係する職業従事者に対する研修等を推進 ○人権三法の周知、相談体制の充実、教育・啓発等を引き続き推進
	取組推進の視点	○一人ひとりが <u>自分の問題として認識し、異なる文化や価値観を認め合う意識を醸成していける教育・啓発の創意工夫</u> ○人権問題の要因の複合化、 <u>インターネットの状況も踏まえ、深刻な権利侵害、生きづらさを抱えた人々に係る様々な人権問題に対応</u> ○ <u>新総合計画に人権尊重の重要性を引き続き明確化</u>

平成30年度末～平成31年度・令和元年度の主な出来事等	
法律等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正（新たな外国人材受入れのための在留資格の創設）</li> <li>○旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者に対する一時金の支給</li> <li>○子ども・子育て支援法の一部を改正（幼児教育無償化制度の具体化）</li> <li>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正（ハラスメント対策の強化）</li> <li>○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正（児童の権利擁護、児童相談所の体制強化）</li> <li>○法務省人権擁護局が「選挙運動、政治活動等として行われる不当な差別的言動への対応について」の通知を発出</li> </ul>
府の取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「京都府外国人住民総合相談窓口」を京都府国際センターに設置</li> <li>○「京都府子育て環境日本一推進戦略」を策定</li> <li>○「京都府総合計画」を策定</li> </ul>
トピックス	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国がハンセン病元患者の家族への賠償を国に命じた熊本地裁判決に控訴しない方針を表明し、首相が原告団に直接謝罪</li> <li>○LGBT等、性的少数者（同盟婚求め13組が国を提訴、同性婚を認める民法改正案を議員提案、茨城県が都道府県で初のパートナーシップ宣誓制度を導入）</li> <li>○女性差別（東京医科大不正入試問題で女性33人提訴）</li> <li>○児童虐待（目黒5歳児虐待死事件で母親と養父に有罪判決等）</li> <li>○パワハラ（明石市長パワハラ発言で辞職）</li> <li>○ヘイトスピーチ（川崎市が違反者への刑事罰を盛り込んだ条例素案を市議会に提示、京都地裁では京都地検が元在特会幹部に懲役1年6月を求刑）</li> <li>○私立カリタス小児童等殺傷事件（大人の引きこもり）</li> <li>○京都アニメーション第1スタジオで放火殺人事件</li> <li>○インターネット（あおり運転事件でインターネット上にデマを拡散された女性が愛知県豊田市議を提訴）</li> <li>○ILOで「仕事でのハラスメントを禁じる初めての条約」を採択</li> </ul>

令和2年度実施方針（案）	★平成31年度の実施方針（時事的内容を除く）を基本に、令和元年10月に策定した「京都府総合計画」を踏まえて、以下の点を反映	
	現状認識	<ul style="list-style-type: none"> <li>○部落差別や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人等に対する差別など、様々な人権問題が依然として存在、また、時代の変化に伴い、インターネット上の人権侵害やLGBT等、性的少数者に対する偏見・差別など、人権に関わる新たな課題が顕在化</li> <li>○人権三法に基づく施策（相談体制、教育・啓発等）の充実が必要</li> <li>○ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた取組が必要</li> </ul>
	取組の方向性	○府民が人権について学び、交流できる機会の拡充、相談体制の充実の推進（「京都府総合計画」における4年間の対応方向）
取組推進の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別の人権課題（部落差別、ヘイトスピーチ、障害者差別、LGBT等性的少数者など）に係る効果的な啓発の推進</li> <li>○相談・救済に係る関係機関の連携・協力関係の強化</li> <li>○性的指向・性自認など性の多様性に対する理解を深めるための啓発の推進と相談体制の充実</li> <li>○人権教育・啓発に触れる機会の少ない人に対する多様な教育・啓発の推進</li> <li>○隣保館の身近な人権施策の拠点としての機能の充実を支援</li> <li>○インターネット上の人権侵害に対するモニタリングの実施と市町村へのモニタリング実施に向けた支援及び市町村と連携した法務局等への削除要請体制の強化</li> <li>○公益財団法人世界人権問題研究センターの調査・研究活動を支援し、研究成果を広く内外に発信・還元</li> <li>○人権に特に関係する職業従事者に対する様々な研修を通じた人権教育・啓発の重点的な推進</li> <li>○ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進</li> </ul>	